

別表7 諸外国の事例（対象化学物質）

事 項	米 国	カナダ	オランダ	英 国
物質数	576個別物質 + 28分類 (1997報告年リスト) * 1994年に大幅(286物質)追加 (殺虫剤150物質、CAA(大気浄化法)物質・CWAPP(水質汚濁防止法優先汚染物質)・SDWA(安全飲料水法)物質の一部)	163個別物質 + 13分類 (1997報告年リスト)	167物質(群) (1997報告年リスト)  * 当初の約900物質(群)より、1997年報告分から、より影響の大きい約170物質に絞り込み	513物質(群) (1997年のIPCリスト)  * 個別の特定工程毎の検査官の許可条件によって異なる。
選定方法	EPA(環境保護庁)のIRIS(総合リスク情報システム)をベースに、以下の観点から選定。 ・人への急性毒性 ・人への慢性毒性 ・生態毒性(Environment Toxicity)	米国TRIリスト(1990年:630物質+28物質群)CCPA(カナダ 化学品製造協会)のNERM(国家排出削減計画)をベースに、以下の物質を除外。 ・カナダ 国内で使用されない物質 ・カナダ 国内年間使用量が1トン未満の物質 ・オゾン層破壊物質(他の計画で収集) ・規制・禁止物質(CFCs等) ・PCBs、ダイオキシン類(排出量推定のための技術ガイドラインが整備されていないため)	NEPP(国家環境政策計画)で重要な環境問題として掲げられているテーマ物質、国際協定による物質、及び殺虫剤(農業政策のモエタリソ)を選定(テーマ)・気候変動物質 ・オゾン層破壊物質 ・酸性化物質 ・富栄養化物質 ・拡散物質(殺虫剤、他の有害化学物質)	個別の特定工程毎の検査官の許可条件によって異なるが、一般的にはIPCの特定物質、地表水法で規則で規定されている危険物質などが対象。
他の環境法令物質	EPCRA(緊急対処計画及び地域住民の知る権利法)302: 59物質(群) CAA(大気浄化法)112: 186物質(群) CERCLA(包括的環境対処・補償・責任法): 274物質(群) FIFRA(連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法): 59物質(群) NPDWR(全米一次飲料水規制): 63物質(群) PPL(水質汚濁防止法~優先汚染物質リスト): 80物質(群) RCRA(資源保護回復法) ・P: 急性有害廃棄物: 23物質(群) ・U: 有毒廃棄物: 148物質(群)	CEPA(カナダ 環境保護法) ・スケジュール1物質: 5物質(群) ・有毒物質: 10物質(群)	環境有害物質法 土壌保全法 水質汚濁(防止)法 環境管理法 大気汚染(防止)法	環境保護法 地表水法  * IPCが適用されない水資源法、大気汚染防止法の対象物質は把握されていない。
有害化学物質以外の物質	温暖化物質(CO2等) : × オゾン層破壊物質(CFCs等) : 酸性化物質(NH3等) :	温暖化物質(CO2等) : × オゾン層破壊物質(CFC等) : × * CFCs8物質, HCFCs15物質の追加を検討 酸性化物質(NH3等) :	温暖化物質(CO2等) : オゾン層破壊物質(CFCs等) : 酸性化物質(NH3等) :	温暖化物質(CO2等) : オゾン層破壊物質(CFCs等) : 酸性化物質(NH3等) :

事 項	米 国	カナダ	オランダ	英 国
報告基準 (裾切り)	含有率1%以上 (OSHA発がん性物質は0.1%以上) 対象物質の取扱量が以下のいずれか の作業形態で基準値以上 ・製造又は加工：25,000ポンド/年 ・その他の方法での使用：10,000ポンド/年	含有率1%以上 対象物質の排出量が10トン/年以上 (副産物も含有率によらず含める： 1995年より) 金属及びその化合物：化合物中の 金属元素量で報告基準を判断 * 特定の物質の排出量による基準値 (1, 10, 100, 1000kg/年)設定を検討	物質毎の基準値は設定されてい ない。	物質毎の基準値は設定されてい ない。
物質の概要 (重複あり)	個別物質(576物質) 形態等が限定されている物質 (11物質(群)) 化学物質分類(28) ・金属化合物、非金属化合物 ・対象個別物質を限定した物質群 (ジニシアネート、多環芳香族化合物) ・その他物質群 (クロロフェノール類、ホリ塩化アルカン(C10-13)等)	元素及びその化合物(13物質群) 無機酸(6物質) ・硼酸/硼酸イオンの報告(1996年より) その他の無機物質(8物質) 形態等が限定されている物質 (8物質) 異性体物質(4混合物10個別物質) ・混合物と個別物質をリストアップ(キシレン等) ・混合物は報告基準が提供されるが、個々の異性体については、単 独で生産、加工、使用されたり、NPRI副産物でなければ適用 されない。 色素(7物質) 弱酸、弱アルカリ及びその塩 (23物質(群)) 有機ハロゲン化合物(31物質) ・塩化ベンゼン類(4物質) 芳香族炭化水素類(13物質(群)) 他の炭化水素類(4物質) 酸素含有物質(59物質(群)) 窒素含有物質(26物質(群)) 硫黄含有物質(4物質)	<無機化合物> 金属及び非金属(10物質) 無機化合物(13物質(群)) (NOX, CO2, アスベスト, 塩化物, フッ化物, 微塵等) <有機化合物> 非ハロゲン有機化合物(17物質(群)) 有機ハロゲン化合物(24物質(群)) PHAs, CFCs, HCFCs, ハロン類(31物質(群)) 一般混合物(7物質群) 殺虫剤、除草剤、殺菌剤(26物質(群)) 他の物質(3物質群) (全リン、全窒素、鉱物油) その他 (放射性物質、ラドン、騒音、黒煙、悪臭、水消費量) 固形廃棄物(30分類) (廃油、タイヤ、家庭ごみ等)	特段、物質の分類はされていない
非意図的生成 物質	ダイオキシン類：× 多環芳香族化合物： (個別物質指定)	ダイオキシン類：× 多環芳香族化合物：× * PAHs21物質の追加を検討	ダイオキシン類： 多環芳香族化合物：	ダイオキシン類： 多環芳香族化合物：

事 項	米 国	カナダ	オランダ	英 国
金属及びその化合物	<p>金属(アルミニウム、アンチモン、ヒ素、バリウム、ベリリウム、カドミウム、クロム、コバルト、銅、鉛、マンガ ン、水銀、ニッケル、セレン、銀、タリウム、バナジウム、亜鉛)</p> <p>金属(アンチモン、ヒ素、バリウム、ベリリウム、カドミウム、クロム、コバルト、銅、鉛、マンガ ン、水銀、ニッケル、セレン、銀、タリウム、亜鉛 )化合物</p>	<p>金属(アンチモン、ヒ素、カドミウム、クロム、コバルト、銅、鉛、マンガ ン、水銀、ニッケル、セレン、銀、亜鉛)及びその化合物</p>	<p>金属・非金属(アンチモン、ヒ素、カドミウム、クロム、銅、鉛、水銀、ニッケル、セレン、亜鉛)</p>	<p>金属(アルミニウム、アンチモン、ヒ素、バリウム、カドミウム、コバルト、銅、金、インジウム、鉄、鉛、リチウム、マグネシウム、水銀、ニッケル、パラジウム、プラチナ、ロジウム、セレン、銀、テルル、タリウム、スズ、タンタル、バナジウム、亜鉛)</p> <p>金属(アンチモン、ヒ素、バリウム、カドミウム、コバルト、銅、イリジウム、鉛、水銀、ニッケル、プラチナ、セレン、銀、テルル、スズ、バナジウム、亜鉛)化合物</p> <p>個別の金属化合物</p> <p>金属が入、金属グループ 1～11、重金属</p>
今後の方向性	<p>有毒難分解性生物濃縮物質の追加とこれらの物質の報告基準の下方修正。</p> <p>詳細な有害性評価を実施し、有害性基準に合わない物質の削除・修正。</p>	<p>対象範囲の拡大。</p> <p>(CEPA(カナダ 環境保護法) : 有害物質, スケジュール1, TSMP(有害化学物質管理方針) : トラック1, COA(カナダ-オンタリオ協定), ARET(有害化学物質削減・抑制促進プログラム)物質のカバー)</p> <p>新しい報告基準(排出量で数段階設定)による物質の追加</p> <p>ARET結果の自主的報告の追加</p> <p>78物質(群)</p>	<p>物質数の変更は具体的には検討されていないが、NEPPターゲットグループの排出モニタリングの議論が進めばさらに数種類の物質の追加もあり得る。また、物質の環境への影響に関する評価が異なることによる対象物質の変更もありうる。</p>	<p>報告義務を課す一般汚染物質の基準リストの作成</p> <p>(大気汚染物質28、水質汚濁物質67物質が優先リスト候補)</p> <p>対象物質毎の報告基準値設定の検討</p> <p>(年間排出量0.001g～10,000トン)</p>